

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年5月11日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第1号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

- 3 平成23年12月31日までの間において東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における第6条第4項第1号の規定の適用については、同号中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)